



交通安全市民会議 ニュース



自転車も車両です!! ルールを守って安全に利用しましょう

もう一度見直そう! 「自転車安全利用五則」



《愛知県警HP》

自転車安全利用五則

1 車道が原則※、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



この標識のある歩道は通行できます。ただし、車道寄りを通行、歩行者優先!

こども(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、体の不自由な人が運転している場合や通行の安全確保のためにやむを得ない場合は除きます。



逆走は危険

ドライバーは自転車は左側を走行するものだと思っています

逆走(自転車で道路の右側を通行すること)は、駐車車両等の障害物があるときや、見通しの悪いカーブで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険があるため、大変危険です!

車道の右側を通行(通行区分違反)すると
反則金: 6,000円



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



指定場所一時不停止
反則金: 5,000円

信号は必ず守りましょう。道路震度等により一時停止すべきとされている場合は、必ず止まって安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯



夜間ライト無点灯での走行
反則金: 5,000円

前方を見やすくするだけでなく、自分の存在を対向車や歩行者に知らせることが重要! 反射材やLEDライトを装着・着用しましょう。

4 飲酒運転は絶対に禁止



酒酔い運転: 5年以下の拘禁刑
又は 100万円以下の罰金
酒気帯び運転: 3年以下の拘禁刑
又は 50万円以下の罰金

ほろ酔いでも罰則の対象です。(令和6年11月道路交通法改正)

自転車の飲酒運転は絶対にしてはいけません! 飲酒は、運転に必要な「認知・判断・操作」に影響を及ぼし、正常な運転が困難になります。



5 ヘルメットを着用



全年齢
努力義務化
されています

事故による被害を軽減するために、自転車を利用する人全員がヘルメットを着用しましょう。



「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」ご案内

豊田市では、自転車用ヘルメットを購入した方に補助金を交付しています。



詳しくは
こちら
《豊田市HP》



- ◇スマホを見ながら走行している
- ◇信号を無視している
- ◇一時停止をしていない
- ◇大音量でのイヤホン・傘さし等をしながら走行
- ◇遮断踏切の立ち入り

ひとつでも思い当たることがあれば
今日からやめましょう

これらも違反行為に該当し、反則金がかかります



横断歩道を渡るとき

「歩行者信号機」に従ってください

歩行者の進行を妨げるおそれのあるときは、自転車を降りて押して渡りましょう



小学校区別
交通事故マップ
詳しくはコチラ



知らないなんてもったいない!

「とよたの交通事故マップ!」



交通事故マップって
なんだろう??

交通事故データを、グラフ・表・数値などで一つの画面にまとめ、状況をひと目で把握できるようにしたものだ!



令和2年から令和7年までの5年間に豊田市内で発生した交通人身事故を、小学校区ごとに地図上に見える化した「交通事故マップ」をインターネット上に公開しています。事故地点のストリートビューも見ることができます。まずは一度、実際に触ってみてください。